

京都大学防災研究所規程の一部を改正する規程

京都大学防災研究所規程（平成十六年達示第三十七号）の一部を次のように改正する。  
第三条の次に次の一条を加える。

（副所長）

第三条の二 防災研究所に、副所長三名を置く。

2 副所長は、防災研究所の専任の教授のうちから所長が指名する。

3 副所長の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、指名する所長の任期の終期を超えることはできない。

4 副所長は、所長の職務を助ける。

第八条中「総合防災研究部門」を「社会防災研究部門」に、

「地盤災害研究部門」を「地震防災研究部門」に改める。  
「水災害研究部門」を「地盤災害研究部門」に改める。  
「大気災害研究部門」を「気象・水象災害研究部門」に改める。

第九条第一項中「災害観測実験センター」を「巨大災害研究センター」に改め、「水資源研究センター」を削り、

「斜面災害研究センター」を「斜面災害研究センター」に改める。  
「流域災害研究センター」を「斜面災害研究センター」に改める。

第九条の次に次の一条を加える。

（研究体制）

第九条の二 第八条に掲げる研究部門と前条第一項に掲げる附属研究施設との横断的研究を推進するための単位として、総合防災研究グループ、地震・火山研究グループ、地盤研究グループ及び大気・水研究グループを設ける。

2 総合防災研究グループは、社会防災研究部門及び巨大災害研究センターで構成する。

3 地震・火山研究グループは、地震災害研究部門、地震防災研究部門、地震予知研究センター及び火山活動研究センターで構成する。

4 地盤研究グループは、地盤災害研究部門及び斜面災害研究センターで構成する。

5 大気・水研究グループは、気象・水象災害研究部門、流域災害研究センター及び水資源環境研究センターで構成する。

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。